3　普通保険又は無担保保険の保険関係であって、観光地形成促進関連保証に係るものについての保険料の額は、中小企業信用保険法第四条の規定にかかわらず、保険金額に年百分の二以内において政令で定める率を乗じて得た額とする。

（中小企業投資育成株式会社法の特例）

第七条の五　中小企業投資育成株式会社は、中小企業投資育成株式会社法（昭和三十八年法律第百一号）第五条第一項各号に掲げる事業のほか、次に掲げる事業を行うことができる。

一　中小企業者が認定観光地形成促進措置実施計画に従って観光地形成促進措置を実施するために資本金の額が三億円を超える株式会社を設立する際に発行する株式の引受け及び当該引受けに係る株式の保有

二　中小企業者のうち資本金の額が三億円を超える株式会社が認定観光地形成促進措置実施計画に従って観光地形成促進措置を実施するために必要とする資金の調達を図るために発行する株式、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを除く。）又は新株予約権付社債等（中小企業投資育成株式会社法第五条第一項第二号に規定する新株予約権付社債等をいう。以下この章において同じ。）の引受け及び当該引受けに係る株式、新株予約権（その行使により発行され、又は移転された株式を含む。）又は新株予約権付社債等（新株予約権付社債等に付された新株予約権の行使により発行され、又は移転された株式を含む。）の保有

2　前項各号に掲げる事業は、中小企業投資育成株式会社法の規定の適用については、それぞれ同法第五条第一項第一号及び第二号に掲げる事業とみなす。

第八条第一項中「区域内において」の下に「認定観光地形成促進措置実施計画に従って」を加え、「法人」を「認定事業者（当該認定事業者が認定観光地形成促進措置実施計画に従って実施する観光地形成促進措置が当該区域における国内外からの観光旅客の来訪の促進に資する高い国際競争力を有する観光地の形成の促進に特に資するものとして主務大臣が定める基準に適合することについて主務大臣の確認を受けた者に限る。）」に改める。

第九条中「区域内において」の下に「認定観光地形成促進措置実施計画に従って」を加え、「増設した者」を「増設した認定事業者（前条第一項に規定する主務大臣の確認を受けた者に限る。）」に改める。

第二十六条中「限る。」の下に「以下この条において同じ。」を加え、「購入し」を「、若しくは旅客ターミナル施設等若しくは特定販売施設において小売業の業務を行う者から電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により購入し、」に改める。

第二十八条第一項中「沖縄県知事は」の下に「、基本方針に即して」を加え、同条第二項第三号中「第三十条第一項」の下に「及び第三十一条第二項」を加え、同項に次の二号を加える。

五　前号の措置の実施を通じて情報通信産業の振興が図られることにより見込まれる効果

六　第二十九条の二第一項に規定する情報通信産業振興措置実施計画の同条第四項の認定に関する基本的事項

第二十八条中第三項を削り、第四項を第三項とし、同条第五項中「よう努める」を削り、同項を同条第四項とし、同条第六項を同条第五項とし、同条第七項中「第五項」を「第四項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第八項中「第四項」を「第三項」に改め、同項を同条第七項とする。

第二十九条第一項中「前条第五項」を「前条第四項」に、「同条第八項」を「同条第七項」に、「同条第五項」を「同条第四項」に改め、同条の次に次の二条を加える。

（情報通信産業振興措置実施計画の認定等）

第二十九条の二　提出情報通信産業振興地域の区域内において情報通信産業の振興に必要な施設の整備その他の措置（以下この節において「情報通信産業振興措置」という。）を実施する者は、提出情報通信産業振興計画に即して、情報通信産業振興措置の実施に関する計画（以下この条において「情報通信産業振興措置実施計画」という。）を作成し、当該情報通信産業振興措置実施計画が適当である旨の沖縄県知事の認定を申請することができる。

2　情報通信産業振興措置実施計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一　情報通信産業振興措置により達成しようとする目標

二　情報通信産業振興措置の内容及び実施期間

三　情報通信産業振興措置の実施体制

四　情報通信産業振興措置を実施するために必要な資金の額及びその調達方法

3　情報通信産業振興措置実施計画には、登記事項証明書、貸借対照表その他の主務省令で定める書類を添付しなければならない。

4　沖縄県知事は、第一項の規定による認定の申請があった場合において、その情報通信産業振興措置実施計画が次の各号のいずれにも該当するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

一　提出情報通信産業振興計画に適合するものであること。

二　情報通信産業振興措置を実施することが当該区域における情報通信産業の振興を図るために有効かつ適切なものであること。

三　情報通信産業振興措置が確実に実施されると見込まれるものであること。

5　沖縄県知事は、前項の認定をしたときは、主務省令で定めるところにより、当該認定に係る情報通信産業振興措置実施計画の概要を公表するものとする。

6　第四項の認定を受けた者（以下この節において「認定事業者」という。）は、当該認定に係る情報通信産業振興措置実施計画の変更をしようとするときは、沖縄県知事の認定を受けなければならない。

7　第四項及び第五項の規定は、前項の規定による変更の認定について準用する。

8　沖縄県知事は、認定事業者が第四項の認定に係る情報通信産業振興措置実施計画（第六項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの。以下この節において「認定情報通信産業振興措置実施計画」という。）に従って情報通信産業振興措置を実施していないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

9　沖縄県知事は、認定情報通信産業振興措置実施計画が第四項各号のいずれかに該当しないものとなったと認めるときは、認定事業者に対して、当該認定情報通信産業振興措置実施計画の変更を指示し、又はその認定を取り消すことができる。

10　沖縄県知事は、前二項の規定により第四項の認定を取り消したときは、その旨を公表するものとする。

（認定情報通信産業振興措置実施計画の実施状況の報告）

第二十九条の三　認定事業者は、主務省令で定めるところにより、認定情報通信産業振興措置実施計画の実施状況について、毎年、沖縄県知事に報告するものとする。

第三十条の見出しを「（特定情報通信事業の認定等）」に改め、同条第一項中「の区域」を「の区域内」に改め、同条中第四項を第六項とし、第三項を第五項とし、同条第二項中「前項の認定を受けた法人」を「認定法人」に、「同項」を「第一項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2　前項の認定を受けた法人（以下この条及び第三十一条第二項において「認定法人」という。）は、主務省令で定めるところにより、その認定に係る特定情報通信事業（以下この節において「特定情報通信事業」という。）の実施状況について、毎年、沖縄県知事に報告するものとする。

3　沖縄県知事は、認定特定情報通信事業の適正な実施のため必要があると認めるときは、認定法人に対し、その実施に関し必要な措置を講ずることを求めることができる。

第三十条の次に次の二条を加える。